



佐賀労働局発表
令和4年11月14日

【照会先】

佐賀労働局雇用環境・均等室

雇用環境・均等室長

大田 隆

雇用環境改善・均等推進指導官

平川 礎恵

(電話) 0952-32-7218

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です ～ ハラスメントのない職場づくりをすすめましょう ～

本年4月1日から職場におけるパワーハラスメント防止対策を講じることが、全事業主に義務付けられ、セクシュアルハラスメント対策、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策と合わせて、総合的に防止対策を講じることが求められています。(資料1)

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進していくこととしています。

佐賀労働局(局長 重河真弓)においても、「ハラスメント特別相談窓口」を開設し、職場におけるパワーハラスメント等について、労働者や企業からの相談に対応するとともに、アバンセや佐賀県等との共催によるハラスメント防止啓発講演会を開催します。

●ハラスメント特別相談窓口の開設(資料2)

開設期間 令和4年12月1日(木)～令和5年3月31日(金)

時 間 8時30分～17時00分 ※土・日・祝日、12/29～1/3を除く

開設場所 佐賀労働局雇用環境・均等室

(佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎5階)

電話番号 0952-32-7218

●令和4年度ハラスメント防止啓発講演会(資料3)

YouTubeによる録画配信ですので、社内研修としてもご活用いただけます！

配信期間 令和4年12月1日(木)～令和4年12月15日(木)

対 象 どなたでも(事業主、人事労務担当者、労働者ほか)

参 加 費 無料(通信料は各自負担)

申 込 先 専用申込フォームからの参加申込が必要です。

https://www.avance.or.jp/danjyo/_2790/_5501.html

申込締切 令和4年11月24日(木)

※申込をいただいた方に視聴用URLを11月29日(火)までにメールでお知らせします。

●佐賀労働局に寄せられたハラスメントの相談状況等

令和3年度に佐賀労働局に寄せられたハラスメントに関する相談状況等については、以下のURLからご覧になれます。

<https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/content/contents/001207979.pdf>

労働施策総合推進法に基づく 「パワーハラスメント防止措置」が 中小企業の事業主にも義務化されました！

令和4年
4月1日より

令和2年6月1日に「改正 労働施策総合推進法」が施行されました。
中小企業についても、令和4年4月1日から職場のパワーハラスメント防止措置を講じることが義務づけられました。

職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

職場におけるパワーハラスメントの代表的な言動の類型、該当すると考えられる例

代表的な言動の6つの類型	該当すると考えられる例
1 身体的な攻撃 暴行・傷害	● 殴打、足蹴りを行う。 ● 相手に物を投げつける。
2 精神的な攻撃 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言	● 人格を否定するような言動を行う。 相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む。 ● 業務の遂行に必要な以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返す。
3 人間関係からの切り離し 隔離・仲間外し・無視	● 1人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる。
4 過大な要求 業務上明らかに不要なことや 遂行不可能なことの強制・仕事の妨害	● 新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する。
5 過小な要求 業務上の合理性なく能力や経験と かけ離れた程度の低い仕事を命じること や仕事を与えないこと	● 管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる。 ● 気に入らない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない。
6 個の侵害 私的なことに過度に立ち入ること	● 労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する。

※個別の事案について、パワハラに該当するのかの判断に際しては、当該言動の目的、言動が行われた経緯や状況等、様々な要素を総合的に考慮することが必要です。

また、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなど、その認識にも配慮しながら、相談者と行為者の双方から丁寧に事実確認を行うことも重要です。

「職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置」とは？

事業主が必ず講じなければならない具体的な措置の内容は以下のとおりです。

事業主の方針等の 明確化および周知・啓発	① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
相談に応じ、適切に 対応するために 必要な体制の整備	③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
職場におけるパワハラ に関する事後の 迅速かつ適切な対応	⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること （事実確認ができなかった場合も含む）
併せて講ずべき措置	⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること ※労働者が事業主に相談したこと等を理由として、 事業主が解雇その他の不利益な取り扱いを行うことは、労働施策総合推進法において禁止されています。

職場におけるパワーハラスメント防止等のための望ましい取り組み

以下の望ましい取り組みについても、積極的な対応をお願いします。

- パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントは、単独ではなく複合的に生じることも想定し、**一元的に相談に応じることのできる体制**を整備すること
- 職場におけるパワーハラスメントの**原因や背景となる要因を解消するための取り組み**を行うこと（コミュニケーションの活性化のための研修や適正な業務目標の設定等）
- 職場におけるパワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を行う際に、自ら雇用する労働者以外に、以下の対象者に対しても**同様の方針を併せて示す**こと
 - ・他の事業主が雇用する労働者 ・就職活動中の学生等の求職者
 - ・労働者以外の者（個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等）
- **カスタマーハラスメント**に関し以下の取り組みを行うこと
 - ・相談体制の整備
 - ・被害者への配慮のための取り組み
（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
 - ・被害防止のための取り組み（マニュアルの作成や研修の実施等）

就活生等に対する言動について、セクシュアルハラスメント等のハラスメントが起きないように必要な注意をお願いします。

職場におけるパワーハラスメント防止措置に関する詳しい情報・お問い合わせ

佐賀労働局雇用環境・均等室

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>

TEL0952-32-7218

https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/busho_ichiran.html

社内の体制整備に活用できる情報・資料

- 事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料
厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

職場におけるハラスメント防止のために 検索

- ポータルサイト「あかるい職場応援団」
職場におけるハラスメントに関する情報を発信しています。

あかるい職場応援団 HP 検索



12月は職場のハラスメント撲滅月間です

佐賀労働局雇用環境・均等室

職場のハラスメント特別相談窓口のご案内

《令和4年12月1日～令和5年3月31日》

**相談
無料**

職場の パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児介護休業等に関するハラスメント等

パワハラ防止対策として、何をしたらいいかわからない

事業場で、ハラスメントの相談をしても対応してもらえない

- ★取引先や顧客等からのカスタマーハラスメントに関する相談
- ★就職活動中のセクシュアルハラスメントに関する相談
- ★新型コロナウイルスに関連した職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談等にも対応



●佐賀労働局雇用環境・均等室

電話 0952-32-7218

受付時間 8:30～17:00(土日・祝日、12月29日～1月3日は除く)

●ハラスメント悩み相談室(厚生労働省委託事業)

電話相談 0120-714-864

受付時間 月曜～金曜 17:00～22:00
土曜・日曜 10:00～17:00

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です



令和4年度

ハラスメント防止啓発講演会

YouTube
による
録画配信
(要事前申込)

【録画配信期間】

12月1日(木)から12月15日(木)まで

★上記期間内のご都合の良い時間に、ご視聴いただけます。

★インターネットに接続できる環境(パソコン、タブレット、スマートフォン等)が必要です。

★社員研修にもご活用ください。

【第1部】講演 70分

しない！させない！見過ごさない！
それは、ハラスメントです！

ハラスメントのない誰もが大切にされる職場づくりに向けて、ハラスメントを見過ごさないための対策を、企業や行政機関などで研修や講演を多数実施されてきた講師：三木啓子さんから具体例を交えてお話いただきます。



【第1部 講師】三木 啓子さん

アトリエエム株式会社 代表取締役
産業カウンセラー

民間企業、男女共同参画センター等で勤務の後、2005年にアトリエエム株式会社を設立、代表取締役に就任。パワハラ、セクハラ、マタハラ、アカハラ、LGBTQ+等のハラスメント防止研修、人権研修、メンタルヘルス研修、アンガーマネジメント、アサーティブ・コミュニケーション、ワーク・ライフ・バランス並びに人材育成事業等を行っている。
特にハラスメント防止については、オリジナルプログラムでのセミナー(研修・講演)を企業、行政機関、教育機関、各種団体等で多数実施。ロールプレイやグループワークを取り入れたセミナーは、実践的でわかりやすいと好評で、メディアでも紹介されている。オンラインセミナー等にも対応。研修用DVDと冊子も多数製作している。
著書に「考えよう！ハラスメントⅠ・Ⅱ」「LGBTを知ろう」「セクハラ・パワハラ その現状と防止対策」「職場のハラスメント 相談対応術」「ハラスメント相談員の心得」「セクハラ・プリバント」ほか。1959年生まれ。

【第2部】情報提供 20分

職場におけるハラスメント防止対策

強化されてきたハラスメント防止対策に関する法律や制度など、ハラスメントのない職場づくりに役立つ情報を提供します。

【説明】 厚生労働省 佐賀労働局 雇用環境・均等室

●対象：どなたでも
(視聴後のwebアンケートに回答いただける方)

●参加費：無料(通信料は各自負担)

●申込み：専用申込フォームからの参加申込が必要です。
下記アドレス、または右の2次元コードから
専用申込フォームへお進みください。

https://www.avance.or.jp/danijo/_2790/_5501.html

●申込締切：11月24日(木)

※申込をいただいた方に視聴用URLを11月29日(火)までに
メールでお知らせします。



問い合わせ先

佐賀県立男女共同参画センター(アバンセ)

〒840-0815 佐賀市天神三丁目2-11

TEL 0952-26-0011

FAX 0952-25-5591

E-mail danjo@avance.or.jp

URL <https://www.avance.or.jp>

※佐賀県立男女共同参画センターの事業は、佐賀県からの委託を受けて公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団が実施します。

※この受講者募集に伴い収集した個人情報、講座運営のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

【主催】佐賀県立男女共同参画センター(アバンセ)・佐賀県・佐賀労働局・女性の活躍推進佐賀県会議

【アバンセからのお知らせ】 ●開館時間：火～土 8:30～22:00/日・祝 8:30～17:00 ●休館日：毎週月曜日、12/29～1/3
●アバンセの研修室やホールなど有料施設の予約状況は右の2次元コードから検索できます。

